また、本件事業は高速輸送体系を形成するものとして、早期建設の社会的要請が高く、北海道議会議長を会長とする北海道・東北地方新幹線建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望があることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　青森県青森市役所、同県東津軽郡蓬田村役場及び同郡今別町役場

北海道上磯郡木古内町役場及び北斗市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地　青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越、字蓬田山及び字宮本地内

北海道上磯郡木古内町字札苅地内

○気象庁告示第四号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十四条の三十三において準用する同法第二十四条の七第二項の規定により、財団法人気象業務支援センターから民間気象業務支援センターの名称を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十四条の第三十三において準用する同法第二十四条の七第三項及び気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十五条において準用する同令第三十二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月十七日

気象庁長官　羽鳥　光彦

一　変更する民間気象業務支援センターの名称

変更後	変更前
一般財団法人気象業務支援センター	財団法人気象業務支援センター

二　変更年月日　平成二十四年四月一日

○気象庁告示第五号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条の五第二項の規定により、財団法人気象業務支援センターから登録検定機関の氏名又は名称及び検定事務を行う事務所の名称を次のように変更する旨の届出があったので、同条第三項及び気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第五十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月十七日

気象庁長官　羽鳥　光彦

一　変更事項

変更事項	変更後	変更前
登録検定機関の氏名又は名称	一般財団法人気象業務支援センター	財団法人気象業務支援センター
検定事務を行う事務所の名称	一般財団法人気象業務支援センター	財団法人気象業務支援センター

二　変更年月日　平成二十四年四月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

独立行政法人に対する現役出向に関する質問主意書（渡辺喜美提出）

答弁書受領

五月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橘慶一郎提出金融・証券税制のこれまでの推移と今後の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出ホルムズ海峡が封鎖された場合の国内エネルギー対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出米国防総省が米国議会に報告した最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35の日本へ売却する額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する質問に対する答弁書

参議院

質問主意書提出

五月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

安全で快適な自転車通行空間の整備の推進に関する質問主意書（秋野公造提出）（第一一二号）

竜巻で被害を受けた農業生産者等に対する復旧支援に関する質問主意書（上野通子提出）（第一一三号）

答弁書受領

五月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員寺田典城提出補助金等の交付に関する事務に関する質問に対する答弁書（第一〇〇号）

参議院議員福島みずほ提出緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する再質問に対する答弁書（第一〇一号）

人事異動

復興庁

（内閣府参事官（政策統括官（経済財政運営担当）付））内閣府事務官　岡　朋史

復興事務官（統括官付参事官）に併任する（内閣府大臣官房）同　岡本　直樹

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上五月十四日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　山崎　達雄

国際局長木下康司外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（五月十二日）

（大臣官房審議官）財務事務官　高岡　正人

国際局長木下康司外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（国際局次長）同　山崎　達雄

国際局長事務代理を免ずる（以上五月十三日）

国税庁

（国税庁次長）財務事務官　岡本　榮一

税務大学校長兼務を命ずる

（税務大学校長）同　荒井　英夫

財務省に出向させる（以上五月十日）

叙位・叙勲

○叙位

（愛媛大学名誉教授）　大木　保雄

（国立大学法人職員）　小野　捷

従四位に叙する（各通）　坂神　洋次

正五位に叙する　玉光　弘明

従七位　畑中　正一

山添　利夫　藤森　壽男

従五位に叙する（各通）　山田　昌文

今泉　元成　西　吉一

長谷川　隆　平田　隆一

正八位　松村　一夫

正六位に叙する（各通）